

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学障害保健福祉総合研究事業）

精神保健サービスの評価とモニタリングに関する研究

分担研究

## 地域精神保健福祉に関する指標の開発の研究

平成14年度

分担研究報告書

平成15（2003）年3月

分担研究者 桑原 寛

神奈川県精神保健福祉センター

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学障害保健福祉総合研究事業）  
精神保健サービスの評価とモニタリングに関する研究

分担研究

## 地域精神保健福祉に関する指標の開発の研究

平成14年度

分担研究報告書

分担研究者 桑原 寛 神奈川県精神保健福祉センター

研究協力者（五十音順）

荒木明美	横浜市こころの健康相談センター
桜井素子	神奈川県精神保健福祉センター
柴 静枝	川崎市精神保健福祉センター
柴田則子	神奈川県藤沢保健福祉事務所
竹島 正	国立精神・神経センター精神保健研究部
藤井由美子	神奈川県三崎保健福祉事務所
矢島義明	相模原市保健所
渡辺 明	横須賀市保健所

研究支援者

木元克己 横浜市こころの健康相談センター

## 地域精神保健福祉に関する指標の開発の研究

### 研究要旨

本研究の目的は、地域精神保健福祉にかかるトータルケアの提供体制の整備のためのモニタリング指標の開発にある。

本年度は、神奈川県内の37市町村(政令指定都市である横浜、川崎両市、中核市である横須賀市、保健所政令市である相模原市及び県域33市町村)における精神保健福祉業務の実施状況およびそれらの業務のモニタリング状況の把握を試みた。

その結果、県、政令指定都市、中核市、保健所政令市での業務実施状況には差異が認められ、業務統計についても評価項目や判定基準等に大きな自治体間格差が認められた。一方、本年度から開始された県内の33市町村における精神福祉業務への取り組み状況については、各自治体とも積極的であり、また、業務統計への取り組みを開始している市町村も8割に及ぶことを確認した。

今後、県内各自治体が共有できる基本的モニタリング指標の開発には、その意義にかかる認識の共有化、基準枠の設定、既存の地域精神保健福祉業務統計の有効活用等を視野に入れつつ検討を行う必要がある。

研究協力者 (50音順)	
荒木明美	横浜市こころの健康相談センター
桜井素子	神奈川県精神保健福祉センター
柴 静枝	川崎市精神保健福祉センター
柴田則子	神奈川県藤沢保健福祉事務所
竹島 正	国立精神・神経センター精神保健研究所
藤井由美子	神奈川県三崎保健福祉事務所
矢島義明	相模原市保健所
渡辺 明	横須賀市保健所
研究支援者	
木元克己	横浜市こころの健康相談センター

### A. 研究目的

近年、地域住民の精神保健医療福祉ニーズがたかまる中で、平成11年度の法改正に基づき、平成14年度以降、精神福祉相談業

務が市町村に移管される一方で、都道府県・政令指定都市に精神保健福祉センターが必置化され、法定業務を執り行うことになるなど、地域精神保健福祉体制は大きな変革期を迎えている。こうした状況の中で、今後の市町村、県保健所、精神保健福祉センターの役割分担のあり方を見直しつつ相互の連携強化によって地域精神保健福祉にかかるトータルケアの提供を実現するには、地域精神保健福祉施策のモニタリング体制の整備が不可欠である。本研究では、その目標達成の一貫として、地方自治体における地域精神保健福祉業務のモニタリングに関する指標の開発を試みる。

### B. 研究方法

初年度にあたる平成14年度は、県内自治体地域精神保健福祉業務の歩みと現状についての整理および神奈川県内の37市町村(横浜、川崎両政令指定都市、中核市横須賀、保健所政令市相模原及び県域33市町村)における精神保健福祉業務の実施状況および業務のモニタリングの現状を把握するため下記の項目について情報収集と整理を試みた。

1. わが国における地域精神保健業務の歩みと現状



2. 県内の保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉業務の実施状況と業務統計の有無

3. 地域精神保健福祉活動に関する既存の業務統計資料

4. 神奈川県新精神保健福祉情報システム

5. 神奈川県域 33 市町村における平成 14 年度の精神福祉業務の実施状況

### C. 研究結果

#### 1. わが国における地域精神保健業務の歩みと現状

昭和 40 年の精神衛生法改正によって、保健所を地域精神保健活動の第一線機関に、また精神衛生センターを保健所の支援機関として位置づけることで、わが国の地域精神保健活動が開始された。これら行政機関における具体的な業務は、国から出された運営要綱に基づき実施されたが、それらは何度か改訂され、業務内容も拡大、多様化して今日に至っている。この間の保健所及び精神保健福祉センターにおける業務内容の変遷を一覧表にまとめると表 1～4 の如くである。すなわち、昭和 40 年代当初の「医療と保護」にかかる業務から「精神障害者の社会復帰支援」、「地域住民の心の健康づくり活動」を経て、今日では「新たな地域福祉コミュニティづくり」へと課題が広がる中で、最初は個人的対応として開始された相談業務は、集団的対応を経て、精神保健ボランティア等の地域マンパワーの養成や各種関連資源のネットワーク化等の体制整備へと業務内容が広がってきている。

また、現時点での地域精神保健福祉活動の指針としては、平成 14 年 3 月 29 日に改訂された「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について(平成 12 年 3 月 31 日 障第 251 号、以下、保健所・市町村業務指針)」と「精神保健福祉センター運営要領(健医発第 57 号 平成 8 年 1 月 19 日、一部改正 障第 754 号、以下、精神保健福祉センター運営指針)」があるが、これらの行政組織相互の役割分担状況を一覧表にすると表 5 の如くである。

2. 県内の保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉業務の実施状況と業務統計の有無

#### 1) 県内の保健所における精神保健福祉業務の実施状況及び業務統計の有無

神奈川県域、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の保健所で、現在、実施している精神保健福祉業務に関して、上記、「保健所・市町村業務指針」に準拠して、業務内容を整理した結果は表 6 の如くであった。また、これらの業務に係る業務統計の有無の整理した結果は、表 7 の如くである。すなわち、県域では、県域 33 市町村と県保健所とが役割分担しながら地域精神保健福祉活動を行う体制にあるのに対し、横浜、川崎、横須賀、相模原市は、平成 14 年度以降も、「市」の立場で精神福祉業務を継続実施しており、県内自治体間での業務実施上の構造的・機能的な差異が顕著になってきている。さらに、大都市特有の問題を抱えていることもあって、県内の各自治体での業務統計の取り方についても、業務評価項目や判定基準などに差異が認められた。

#### 2) 県内の精神保健福祉センターでの精神保健福祉業務の実施状況及び管内地域資源等に関する情報収集の状況

神奈川県、横浜市、川崎市の精神保健福祉センターにおける業務内容を、「精神保健福祉センター運営指針」に準拠して整理すると表 8 の如くであった。また、各々の管内での地域資源等に関する情報の収集状況については表 9 の如くであった。すなわち、地域の社会資源の整備状況や利用者数の把握については、精神保健福祉センターで、独自に、継続的把握を行っているわけではなく、主に本庁主管課が把握、整理した情報を利用させてもらうという状況にあり、より詳細な情報の把握が必要な場合には、単発的な調査研究という方法で情報収集を行っている。なお、県域保健所における地域精神保健福祉業務の実施状況と業務統計データについては、後述の新精神保健福祉情報システムによって県精神保健福祉センターで把握することができている。また、平成 14 年度に新たにセンターが設置された横浜、川崎両市における管内の精神保健福祉業務の実施状況把握にかかる体制整備は今後の課題である。

3. 地域精神保健福祉活動に関する既存の業務統計資料



既存の地域精神保健福祉活動に関する国レベルの業務統計資料で公表されているものとしては、①厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課630調査（以下、「630調査」）②厚生労働省の衛生行政報告例、③地域保健・老人保健事業報告などがあり、これらの各報告に含まれるモニタリング項目のうち地域精神保健福祉業務に関連する項目を一覧表にまとめてみると表10-I、II、IIIの如くである。

一方、神奈川県内の各自治体における精神保健福祉業務に関する既存の業務統計資料は表10-IVの如くであった。

#### 4. 神奈川県新精神保健福祉情報システム

神奈川県衛生部では、平成10年度に、衛生行政を取り巻く環境の変化、地域保健法の施行、行政システム改革、行政情報化の推進等の課題を踏まえた「保健情報ネットワークシステム基本計画」を策定し、その計画の一貫として保健所における地域精神保健福祉業務にかかる情報システムの整備に取り組んできた。そして平成14年度から、県域11保健福祉事務所における精神保健福祉業務に関するデータを精神保健福祉センターにオンラインで送信し、後者で県域全体の精神保健福祉業務統計を把握する「神奈川県新精神保健福祉情報システム」が動き出した。

このシステム概念図、機能一覧、モニタリング項目は図1、表11、12に示すとおりであるが、各保健福祉事務所単位での業務統計報告書や、国への「地域保健事業報告」の作成についても、このシステムを使って行うことができる(図2)。なお、本システムにおける個人情報の保護を確保するためのセキュリティの確保については、データベースおよびアプリケーションにかかる二つのパスワードによって2段階の保護がなされている。

以上、地域精神保健福祉業務にかかる情報収集のための基盤整備については一定の成果を得ているが、本システムの活用及び県と県域市町村間の、関連情報の共有化については今後の課題である。

#### 5. 神奈川県域33市町村における平成14年度の精神福祉業務の実施状況

神奈川県精神保健福祉センターでは、平

成12年度から平成13年度にかけて、県域市町村での精神福祉事業実施に向けた準備状況調査行ってきたが、本年度は、平成14年8月26日から11月18日にかけて、県域市町村での具体的な精神保健福祉業務の実施状況について聞き取り調査を行った。その結果を踏まえて、県域33市町村の業務実施状況と業務統計の有無などをまとめると表13、14の如くである。平成12、13年度の準備状況の調査では、県域市町村における精神障害者の地域生活支援のための社会資源は乏しく、独自の福祉サービスを実施している市町村はわずか5市町村にすぎなかった。しかし、今回の実施状況調査では、ホームヘルプサービスなどの居宅生活支援事業を中心に市町村における福祉サービス提供体制の整備が積極的になされつつあることが確認できた。

一方、今後の精神福祉業務モニタリングの基礎となる手帳及び32条申請者の台帳づくりについては、27市町村(81.8%)が、また、相談統計については29市町村(87.8%)が統計をとっていた。また、精神保健福祉センターの主催で、県域33市町村の精神保健福祉担当者を構成メンバーとして、年2回開催された「市町村・保健福祉事務所・精神保健福祉センター等連絡会」において本年度の調査計画と結果に関する報告を行ったが、参加者からは今後とも継続的に県域市町村での業務実施状況にかかる情報提供をして欲しい旨の要望が出されている。

#### D. 考察

##### 1. 本研究が対象とする地域精神保健福祉活動

今日の地域精神保健福祉活動は、行政機関のみならず民間の社会復帰関連諸施設や地域住民をも重要な担い手として展開されつつあり、地域精神保健福祉活動のモニタリングには、民間施設や地域住民の動向にかかる評価も重要である。しかし、本研究では、専ら、行政機関で実施される精神保健福祉業務のモニタリングに焦点を絞り、業務実施状況とその業務統計の現状について検討を行った。

また、地域精神保健福祉業務の評価に際しては、法律や実施要領等で定められた各自治体毎の業務内容の相違(機能的側面)や、業務実施体制や地域社会資源及びマンパワ



一の相違（構造的側面）の評価を行う必要があるが、これら構造的・機能的側面自体が時間軸的な流れの中で変化していることをも考慮する必要がある。

本研究では、まず、昭和40年の精神衛生法改正によって保健所を第一線機関として開始された当時から、今日までの業務内容の経年的な変化をおさえるべく、わが国における地域精神保健活動の歩みと現状についての整理を試みた。

また、現時点での県内各自治体の保健所及び精神保健福祉センターにおける業務評価については、地方分権化の進展を背景に、各自治体で実施される業務自体が構造的にも機能的にも多様化しつつある現状を踏まえ、「保健所・市町村業務指針」および「精神保健福祉センター運営指針」を基準として、県内の各自治体毎に業務実施状況及び業務統計の有無に関する実情把握を試みた。

## 2. 県内の保健所、精神保健福祉センター、市町村における精神保健福祉業務モニタリング体制の整備

神奈川県内には、県と同等の立場で精神保健福祉センターを設置し、区別に保健所を設置して精神保健福祉業務を実施している横浜市、川崎市の二つの政令指定都市、また、中核市、保健所政令市として独自に保健所を設置している横須賀市と相模原市がある。これらの各自治体での精神保健業務内容および業務統計の有無、業務統計項目にかかる判定基準等を検討した結果、相当な自治体間格差があることが確認できた。

地方分権化の利点を活かして、地域特性を踏まえつつ地域住民サービスを展開するという意味では、こうした差異が生ずるのは当然のことである。しかし、県内各自治体の精神保健福祉行政担当者間で、各々の取り組みに関する情報の共有化を図りつつ、県民へのミニマム・リクアイアメントとしての地域精神保健福祉サービス提供を確保し、精神保健福祉センター、保健所、市町村の役割分担と連携のあり方の評価検証を継続的に行うためには、県内各自治体の共有基盤としての地域精神保健福祉業務にかかるモニタリング項目の選定が重要な課題となる。そうした意味で、「保健所・市町村業務指針」および「精神保健福祉センター運営指針」を、基準枠組みとして意識的

に活用することが有効であると考えらる。

一方、県域33市町村では、平成14度から精神福祉業務が開始されたが、県域の保健福祉事務所との連携の下に予想以上にスムーズかつ積極的な業務への取り組みがなされていた。また、今後の精神福祉業務モニタリングの基礎となる台帳づくりや相談統計についても、8割強の市町村が取り組みを開始していた。なお、県精神保健福祉センターでは、「市町村・保健福祉事務所・精神保健福祉センター等連絡会」の開催のうちに、市町村で業務統計を行うにあたり参考にしてもらうべく、表15に示した市町村精神福祉業務集計フォームを作成配布した。今後は、関係者同士でモニタリングの意義にかかる認識の共有化を図りつつ、集計フォームの使用状況などの確認作業を行い、県域で共有しうるモニタリング体制の整備とその活用化を目指す必要がある。

## 3. 地域精神保健福祉業務に関する既存のモニタリング体制とその活用

地域精神保健福祉活動に関する既存の都道府県レベルの業務統計報告としては、「630調査」、「衛生行政報告例」、「地域保健・老人保健事業報告」などがある。しかし、これらの国へ報告する各種データを収集整理する責任主体は必ずしも一元化されているわけではない。例えば、神奈川県では、「630調査」は、精神保健行政の主管課である「保健予防課」が、また「地域保健・老人保健事業報告」にかかるデータは、地域保健行政の主管課である「地域保健課」が、また「衛生行政報告例」は、保健予防課でまとめた結果を地域保健課が国に報告している。こうした複雑な体制上の問題も含め、関係部課がこうした既存資料を共有し、施策立案に際して活用するといったことが困難な状況にある。

神奈川県衛生部ではこうした問題の解決に向けて、保健情報ネットワークシステム整備に取り組み、平成10年度に「保健情報ネットワークシステム基本計画」が策定された。このシステムの構成要素である神奈川県精神保健福祉情報システムは、既に平成6年度の時点から運用が開始されていたが、平成14年度から、地域保健法の施行や精神保健福祉相談ニーズの今日的変化にも対応すべく集計項目の一部修正を加えた



「神奈川県新精神保健福祉情報システム」が稼働し出している。

本システムは、将来的に、全庁のシステム化計画への対応や県城市町村等との連携強化を含め、広域総合化を目指しているが、今後、本システムの県城市町村との共有化を実現するためには、一定の手順を踏む必要がある、それなりの時間がかかるものと予想される。

ところで、地域住民への直接サービスの担い手としての市町村業務は増大の一途を辿っている中で、改めて、全く新たなモニタリング体制の構築について市町村に協力を要請することは現実的ではない。むしろ、既に定着、施行されている業務統計資料やモニタリング体制を積極的に活用する必要がある。また、複数の自治体が共有しうる業務統計を実施するためには、各項目毎の判定基準を明確に定めて情報収集を行う必要があるが、既存の国への業務統計報告では、判定基準が明示されている。その意味でも、全国の都道府県・市町村が共有しうる最も基礎的な業務統計資料として、これらの国資料を活用することが望まれる。

#### 4. 今後の課題

神奈川県には、政令指定都市、中核市、保健所政令市、市町村等の様々な形態の自治体が存在する。従って、神奈川県内の諸自治体の関係者が、モニタリングの意義について共通の理解を深め、基本的な業務統計を共有できるようになるためには、何が必要なのかという課題が整理できれば、全国レベルで共有しうる地域精神保健福祉業務の指標にかかる提言の可能性が開けてこよう。

一方、「評価と説明義務の時代」という流れの中で、地域精神保健福祉体制の一大変革期を迎えて、積極的に日常業務モニタリング体制の整備の課題に取り組んでいる自治体は少なくない。また、市町村、保健所、精神保健福祉センター等における精神保健福祉業務のあり方に関する研究等も精力的に行われている。従って、今後は、この課題に先進的に取り組んでいる自治体の聞き取り調査や、精神保健福祉業務のあり方研究の成果等を取り込みながら、地域精神保健福祉業務のモニタリング指標の開発を目指す必要がある。

#### E. 結論

本研究の目的は、地域精神保健福祉にかかるトータルケア提供体制の整備に向けたモニタリング指標の開発にある。

本年度は、神奈川県内の37市町村(政令指定都市である横浜、川崎両市、中核市である横須賀市、保健所政令市である相模原市及び県域33市町村)における精神保健福祉業務の実施状況と業務のモニタリング状況の把握を試みた。

その結果、県、政令指定都市、中核市、保健所政令市での業務実施状況には差異が認められ、業務統計についても評価項目や判定基準等に大きな自治体間格差が認められた。一方、本年度から開始された県内の33市町村における精神福祉業務への取り組み状況については、各自治体とも積極的であり、また、業務統計への取り組みを開始している市町村も8割に及ぶことを確認した。

今後、県内各自治体が共有できる基本的モニタリング指標の開発には、その意義にかかる認識の共有化、基準枠の設定、既存の地域精神保健福祉業務統計の有効活用等を視野に入れつつ検討を行う必要がある。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

なし

#### H. 知的財産権利の出願・登録状況

なし



表1 保健所及び市町村における精神保健福祉業務の変遷

		事業項目	精神保健福祉業務	昭和41年	平成8年	平成12年	平成14年
保健所	企画調整	現状把握と情報提供 計画策定・実施・評価	現状把握と情報提供 計画策定・実施・評価				
	普及啓発	地域住民の普及啓発	心の健康づくりの普及啓発 精神障害に対する知識の普及				
		家族、障害者本人対する教室	家族教室、生活指導教室、アルコール家族教室等				
	研修		市町村職員研修				
	組織育成	自助グループの育成	患者会、家族会、断酒会等				
		関連団体の育成	ボランティアグループ、職親会等				
	相談	電話・来所相談	精神衛生相談業務				
	訪問指導	訪問指導	訪問指導				
	社会復帰支援・自立・社会参加支援	保健所デイクア・その他の訓練指導	保健所デイクア・その他の訓練活動の実施				
		社会復帰施設の届け出等	社会復帰施設の届け出等				
		社会復帰施設等の利用	社会復帰施設等の利用				
		関係機関の紹介	医療デイクア、就労支援、作業所				
	社会復帰支援・自立・社会参加支援	各種社会資源の整備促進と運営支援	社会復帰施設等の整備促進、社会適応訓練協力事業所の確保、就労援助活動				
		社会復帰施設等の指導監督	社会復帰施設等の指導監督				
		障害者保健福祉手帳関係事務	精神障害手帳の普及 精神障害者手帳関連事務				
法施行関連事務	医療・保護関連事務	入院医療関係事務					
		通院医療関係事務					
		移送関連業務					
		関係機関との連携					
		人権保護の推進 精神病院に対する指導監督					
ケース記録の整理、秘密の保持		記録整理・秘密保持					
市町村への協力連携	市町村支援	情報提供・技術的協力・支援					
市町村	企画調整	現状把握と情報提供	現状把握と情報提供				
	普及啓発	関係部局との連携	連絡会議				
	相談指導	精神福祉相談	社会復帰施設利用、居宅生活支援事業利用、社会適応事業の利用等の相談				
		精神障害者居宅生活支援事業	ホームヘルプ、ショートステイ、グループ・ホームに係るサービス				
		社会復帰施設等の利用の調整	居宅生活支援、社会適応事業等に関する調整				
		各種社会資源の整備	社会復帰、生活支援のための施設等の整備推進				
	社会復帰・自立と社会参加への支援	障害者保健福祉手帳関係事務	精神障害者手帳関連事務				
		入院通院医療係事務	入院通院医療係事務				
ケース記録の整理、秘密の保持		記録整理・秘密保持					
その他	市町村障害者計画	市町村障害者計画					

注：実際に行われていた業務ではなく、業務運営要領に記載された項目を整理してある。

1966年：保健所における精神衛生業務運営要領

1996年：保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領

2000年：保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領

2002年：保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領



表2 保健所及び市町村における精神保健福祉業務の変遷

		事業項目	精神保健福祉業務	昭和41年	昭和63年	平成3年	平成8年	平成12年	平成14年
保健所	企画調整	現状把握と情報提供 計画策定・実施・評価	現状把握と情報提供 計画策定・実施・評価						
	普及啓発	地域住民の普及啓発	心の健康づくりの普及啓発 精神障害に対する知識の普及						
		家族、障害者本人に対する教室	家族教室、生活指導教室、アルコール家族教室等						
	研修		市町村職員研修						
	組織育成	自助グループの育成	患者会、家族会、断酒会等						
		関連団体の育成	ボランティアグループ、職親会等						
	相談	電話・来所相談	精神衛生相談業務						
	訪問指導	訪問指導	訪問指導						
	社会復帰支援・自立・社会参加支援	保健所デイケア・その他の訓練指導	保健所デイケア・その他の訓練活動の実施						
		社会復帰施設の届け出等	社会復帰施設の届け出等						
		社会復帰施設等の利用	社会復帰施設等の利用						
		関係機関の紹介	医療デイケア、就労支援、作業所						
		各種社会資源の整備促進と運営支援	社会復帰施設等の整備促進、社会適応訓練協力事業所の確保、就労援助活動						
	社会復帰施設等の指導監督	社会復帰施設等の指導監督							
	障害者保健福祉手帳関係事務	障害者保健福祉手帳関係事務	精神障害手帳の普及 精神障害者手帳関連事務						
医療・保護関連事務		入院医療関係事務 通院医療関係事務 移送関連業務 関係機関との連携 人権保護の推進 精神病院に対する指導監督							
ケース記録の整理、秘密の保持		記録整理・秘密保持							
市町村への協力連携	市町村支援	情報提供・技術的協力・支援							
市町村	企画調整	現状把握と情報提供	現状把握と情報提供						
	普及啓発	関係部局との連携	連絡会議						
	相談指導	精神福祉相談	社会復帰施設利用、居宅生活支援事業利用、社会適応事業の利用等の相談						
		精神障害者居宅生活支援事業	ホームヘルプ、ショートステイ、グループ・ホームに係るサービス						
		社会復帰施設等の利用の調整	居宅生活支援、社会適応事業等に関する調整						
		各種社会資源の整備	社会復帰、生活支援のための施設等の整備推進						
	障害者保健福祉手帳関係事務	精神障害者手帳関連事務							
	入院通院医療係事務	入院通院医療係事務	法21条関係事務 通院医療関係事務						
ケース記録の整理、秘密の保持		記録整理・秘密保持							
その他	市町村障害者計画	市町村障害者計画							

注：平成14年を起点として、ほぼ5年前(H12)、10年前(H3)、15年前(S63)、及び業務要項改訂時に相当するS41、H8、H12、H14年の業務内容の変化をまとめた表。各項目における業務が実際に開始された年代等を考慮して整理してある。



表3 精神保健福祉センターにおける精神保健福祉業務の変遷

事業項目	精神保健福祉業務	昭和44年	平成8年	平成14年
企画立案	精神保健福祉に関する提案意見具申			
技術的指導及び技術援助	保健所、関係諸機関など 市町村			
教育研修	保健所、関係諸機関など 市町村			
普及啓発	一般地域住民 保健所、関係諸機関の支援 市町村が行う活動の支援			
調査研究				
精神保健福祉相談	精神衛生相談			
	精神保健相談			
	精神保健福祉相談			
組織育成	保健所支援			
	市町村支援			
	広域関係団体			
精神医療審査会事務	精神医療審査会事務			
通院医療、障害者手帳関連事務	32条関係審査			
	45条関係審査			
その他	デイケア			
	社会復帰リハビリテーション機能			
	診療活動			

注:実際に行われていた業務ではなく、業務運営要領に記載された項目を整理してある。

1969年:精神衛生センターの運営要領

1996年:精神保健福祉センター運営要領

2002年:精神保健福祉センター運営要領

1972年:A級センターデイケア事業 S47  
 1979年:酒害相談事業 S54  
 1985年:心の健康づくり推進事業 S60  
 1986年:B級センターデイケア事業 S61  
 1989年:特定相談事業実施要領について S64



表4 精神保健福祉センターにおける精神保健福祉業務の変遷

事業項目	精神保健福祉業務	昭和44年	昭和63年	平成3年	平成8年	平成12年	平成14年
企画立案	精神保健福祉に関する提案 意見具申						
技術的指導及び技術援助	保健所、関係諸機関など 市町村						
教育研修	保健所、関係諸機関など 市町村						
普及啓発	一般地域住民 保健所、関係諸機関の支援 市町村が行う活動の支援						
調査研究							
精神保健福祉相談	精神衛生相談						
	精神保健相談						
	精神保健福祉相談						
組織育成	保健所支援						
	市町村支援						
	広域関係団体						
精神医療審査会事務	精神医療審査会事務						
通院医療、障害者手帳 関連事務	32条関係審査						
	45条関係審査						
その他	デイケア						
	社会復帰リハビリテーション機能						
	診療活動						

備考	精神衛生センター	精神保健センター		精神保健福祉センター		
----	----------	----------	--	------------	--	--

注：平成14年を起点として、ほぼ5年前(H12)、10年前(H3)、15年前(S63)、及び業務要項改訂時に相当するS44、H8、H12、H14年の業務内容の変化をまとめた表。各項目における業務が実際に開始された年代等を考慮して整理してある。

1972年：A級センターデイケア事業	S47
1979年：酒害相談事業	S54
1985年：心の健康づくり推進事業	S60
1986年：B級センターデイケア事業	S61
1989年：特定相談事業実施要領について	S64



表5 市町村、保健所、精神保健福祉センターの業務分担

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 平成12年3月31日障第251号		精神保健福祉センター運営要領について 健医発第57号 平成8年1月19日、 一部改正 障第754号 平成10年12月25日	
	市町村	保健所	精神保健福祉センター
第二 実施体制	1. 体制 2. 職員の配置等 3. 会議等	1. 体制 2. 職員の配置等 3. 会議等 (1) 精神保健福祉企画会議など企画に関する所内の連絡調整 (2) ケース会議など相談指導等に関する所内の連絡調整 (3) 市町村、関係機関、団体との連絡調整 (4) 地域精神保健福祉連絡協議会及び担当	1. 組織 総務部門 地域精神保健福祉部門 教育研修部門 調査研究部門 精神保健福祉相談部門 精神医療審査会事務部門 通院医療費公費負担・障害者手帳判定部門 2. 職員 医師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士その他
第三 業務の実施	1. 企画調整	1. 企画調整 (1) 現状把握及び情報提供 ○住民の精神的健康に関する諸資料の収集 精神障害者の実態把握 有病率、分布状況、入退院の状況、在宅患者の受療状況、地域生活状況 福祉ニーズ、就労状況等 ○精神保健福祉社会資源等の基礎調査又は臨時特別調査 医療機関、社会復帰施設、居宅生活支援事業、小規模作業所など、 ○地区事情、問題等に関する資料の整備 ○管内の精神保健福祉の実態把握 ○資料活用、事業企画、実施、効果判定 ○統計資料の情報提供 (2) 保健医療福祉に係る計画の策定・実施・評価の推進 障害者計画 地域保健医療計画 企画立案、業務実施、評価、市町村協力	(1) 企画立案 精神保健福祉に関する提案、意見具申
	2. 普及啓発	2. 普及啓発 (1) 心の健康づくりへの普及、啓発 (2) 精神障害の正しい知識の普及 (3) 家族や障害者本人に対する教室等	(4) 普及啓発 都道府県規模での一般住民への精神保健福祉の知識 精神障害についての正しい知識 精神障害者の権利擁護等 保健所及び市町村の普及啓発活動に協力、指導
		3. 研修	(3) 教育研修 専門的研修等の教育研修
		4. 組織育成	(7) 組織育成 都道府県単位の家族会、患者会、社会復帰事業団体組織の育成 保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力
3. 相談指導	(1) 精神障害者社会復帰施設、  (2) 精神障害者居宅生活支援事業、  (3) 精神障害者社会適応訓練事業の利用に関する相談  (4) 精神保健福祉に関する基本的な相談	5. 相談 (1) 所内又は所外の面接相談あるいは電話相談の形で行い、相談は随時応じる。 (2) 相談の内容  心の健康相談、診療を受けるに当たっての相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、痴呆等の相談	(6) 精神保健福祉相談 複雑又は困難な相談  心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談、 アルコール、薬物、思春期、痴呆等の特定相談



保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 平成12年3月31日障第251号		精神保健福祉センター運営要領について 健医発第57号 平成8年1月19日、 一部改正 障第754号 平成10年12月25日
市町村	保健所	精神保健福祉センター
	6. 訪問指導 (1)訪問指導 危機介入的な訪問 (2)訪問指導の内容 医療の継続/受診の相談や勧奨、生活指 職業に関する指導等の社会復帰援助や 支援、家庭内暴力やいわゆるひきこもりの 談その他の家族がかかえる問題等	
4. 社会復帰及び自立と社会参加への支 (1)精神障害者居宅生活支援事業の実 (2)精神障害者社会復帰施設等の利用 の調整等  (3)各種社会資源の整備  (4)精神障害者保健福祉手帳関係事務	7. 社会復帰及び自立と社会参加への支援 (1)保健所デイケアその他の訓練指導の実 (2)精神障害者社会復帰施設の届出等 (3)精神障害者社会復帰施設の利用  (4)関係機関の紹介 (5)各種社会資源の整備促進及び運営支援 (6)精神障害者社会復帰施設の指導監督 (7)精神障害者保健福祉手帳の普及	(9)精神障害者保健福祉手帳の判定
5. 入院及び通院医療費関係事務 (1)通院医療費公費負担の申請の受理 と進達を行う。 (2)保護者がいないとき等、精神障害者の 居住地の市町村長が保護者となる(法第 21条) 医療保護入院の同意を市町村 長が行う際には、人権保護上の十分な配 慮が必要	8. 入院及び通院医療関係事務 (1)関係事務の実施  (2)移送に関する手続きへの参画  (3)関係機関との連携 (4)人権保護の推進 (5)精神病院に対する指導監督	(9)精神障害者通院医療費公費負担の 判定  (8)精神医療審査会の審査に関する事 務
6. ケース記録の整理及び秘密の保持 (1)相談指導その他のケースの対応に 当たっては、対象者ごとに、相談指導等 の記録を整理保管し、継続的な相談指導 のために活用する。 (2)精神障害者やその家族のプライバ シーの保護  (3)関係者との連携	9. ケース記録の整理及び秘密の保持等 (1)相談指導、訪問指導、社会復帰指導その 他のケース対応  (2)ケースの対応については、患者及び家族 の秘密に関する事項の取扱いに十分留意  (3)相談指導に当たっては、市町村、関係機 関その他の関係者との連携に留意	
	10. 市町村への協力及び連携	(2)技術的指導及び技術援助  (5)調査研究 地域精神保健福祉活動の推進 精神障害者の社会復帰促進及び自立 社会経済活動への参加の促進 統計及び資料を収集整備 精神保健福祉活動の効果的展開のた めの資料提供
7. その他 (1)障害者基本法第7条の2に基づく市 町村障害者計画の策定及び推進  (2)その他、地域の実情に応じて、創意 工夫により施策の推進を図る		4. その他 (1)診療機能、デイケア、社会復帰施設 等のリハビリテーション機能  (2)その他、地域の実情に応じ、精神保 健福祉分野の技術的中枢として必



表6 県内の保健所および市町村精神保健福祉業務の実施状況

実施体制	事業項目	事業細項目等	精神保健福祉業務	事業内容	横須賀市	相模原市	川崎市	横浜市	神奈川県	泉城市町村		
					業務実施等の有無	業務実施等の有無	業務実施等の有無	業務実施等の有無	業務実施等の有無	業務実施等の有無		
実施体制	体制		専従職員		○	○	○	○	○	○		
			職員の配置等		○	○	○	○	○	○		
企画調整	会議		職員数		○	○	○	○	○	○		
			職種		○	○	○	○	○	○		
			企画連絡会議		×	×	○	○	○	○		
			ケース会議		○	○	○	○	○	○		
			スタッフ打ち合わせ		○	○	○	○	○	○		
	調査・研究		市町村連絡会	市町村連絡会		—	—	—	—	○	—	
				地域精神保健福祉会議、部会等		×	○	○	×	○	—	
				現状把握及び情報提供	保健医療福祉に係る計画の策定・実施・評価の推進		×	○	×	×	○	—
				心の健康づくり講演会など	家族教室		○	○	○	○	×	○
				家族や障害者本人に対する教室など	アルコール家族教室		○	○	×	○	○	—
普及啓発	一般への普及・啓発		その他：うつ等		—	—	○	—	○	—		
			ガイドブック・リーフレット		○	○	○	○	○	○		
			資源簿の整備		×	○	○	○	○	○		
			セミナー開催		○	○	○	○	○	○		
			その他：ホームページ等		○	○	○	○	○	○		
			患者会	患者会		×	○	○	×	○	—	
			家族会	家族会		○	○	○	○	○	—	
			断酒会	断酒会		○	○	○	○	○	—	
			ボランティアグループ	ボランティアグループ		○	○	○	○	○	—	
			その他：うつ、ひきこもり、依存症、他			○	—	○	×	×	—	
組織育成・技術支援	団体等育成支援・技術支援		患者会		×	○	○	×	○	—		
			家族会		○	○	○	○	○	—		
			断酒会		○	○	○	○	○	—		
			ボランティアグループ		○	○	○	○	○	—		
			その他：うつ、ひきこもり、依存症、他		○	—	○	×	×	—		
			電話相談	電話相談		○	○	○	○	○	○	
			来所相談	定例相談		○	○	○	○	○	—	
			訪問指導	随時相談		○	○	○	○	○	○	
			文書			○	○	○	○	○	○	
			訪問指導	訪問指導		○	○	○	○	○	○	
社会復帰支援・自立・社会参加支援	社会復帰及び自立と社会参加への支援		保健所デイケア(生活教室)		○	○	○	○	○	○		
			その他の訓練指導・就労支援活動等		×	○	○	○	○	—		
			社会復帰施設など社会資源の整備	地域作業所の運営支援		○	○	○	○	○	—	
			促進	生活ホームの運営支援		○	—	○	○	○	—	
			作業所等連絡会		×	○	○	×	○	—		
			社会復帰施設の指導監督		×	×	×	本課	○	—		
			34条の移送業務	事前調査		×	×	×	×	×	—	
			移送の立ち会い		×	×	×	×	×	—		
			措置入院関係事務	29条関係事務		×	○	×	×	○	—	
			経由事務		—	—	—	△	—	—		
医療保護入院等関係	医療保護入院届・退院等		○	○	○	○	○	—				
応急入院届の受理と進達	応急入院届の受理と進達		○	○	×	○	×	—				
定期病状報告等関係	措置入院関係報告		×	○	○	○	○	—				
医療保護関係報告	医療保護関係報告		○	○	○	○	○	—				
実地指導・実地審査	実地指導		×	×	×	本課	○	—				
実地審査	実地審査		×	×	×	本課	○	—				
法施行関連事務	医療保護関連事務		市町村企画		—	—	—	—	×	—		
			市町村普及啓発		—	—	—	—	×	—		
			市町村組織育成		—	—	—	—	×	—		
			市町村相談事業		—	—	—	—	○	—		
			ボランティア講座		—	—	—	—	×	—		
			ホームヘルパー養成講座		—	—	—	—	○	—		
			地域福祉権利擁護事業		—	—	—	—	×	—		
			その他		—	—	—	—	○	—		
			精神障害者居宅生活支援事業の実施	ホームヘルプ		○	○	○	○※1	—	○	
			ショートステイ		—	△	○	○	○※2	—	○	
グループホーム		○	○	○	○※2	—	○					
社会適応訓練事業の利用に関する相談		○	○	○	○※2	—	—					
障害者保健福祉手帳に関する関係事務		○	○	○	○	—	○					
保健所デイケア(生活教室)(再掲)		○	○	○	○	—	—					
ボランティア講座		社協	○	○	○	○	—	○				
ホームヘルパー養成講座		○	○	×	×	—	—					
権利擁護事業		×	—	○	○	—	—					
その他		—	—	—	—	—	—					
市事業	横浜、川崎、相模原	入院及び通院医療費関係事務	通院医療費公費負担申請		○	○	○	○	—	○		
			法第21条		○	○	×	×	—	○		
			障害者計画	市町村障害者計画策定		○	○	×	×	—	○	
			市町村障害者計画推進		○	○	×	×	—	○		
			地域生活支援センター、その他の施設設置の計画		○	○	×	○	—	○		
			施設への補助計画		×	○	×	×	—	○		
			3障害福祉統合に向けた福祉サービスの追加		×	○	×	×	—	○		
			関係機関との連携	関係機関との連絡協議会		×	○	○	○	—	○	
			関係団体との連携		○	○	○	○	—	○		
			その他		—	—	—	—	—	—		

※1 ホームヘルプに関するケア会議については、会議等の「その他」で計上しているが、相談の有無を示すものではない。

※2 それぞれの機関の「紹介及び連絡調整」と言う項目はあるが、相談の有無を示すものではない。



表7 県内の保健所および市町村精神保健福祉業務統計の有無

	事業項目	事業細項目等	精神保健福祉業務	事業内容	横須賀市	相模原市	川崎市	横浜市	神奈川県	県域市町村	
					業務統計の有無	業務統計の有無	業務統計の有無	業務統計の有無	業務統計の有無	業務統計の有無	
実施体制	体制		専従職員		○	○	○	○	○	○	
			職員の配置等		○	○	○	○	○	○	
			職員数		○	○	○	○	○	○	
			職種		○	○	○	○	○	○	
			企画連絡会議		×	×	○	○	○	○	
			ケース会議		○	○	○	○	○	○	
			スタッフ打ち合わせ		○	○	○	○	○	○	
			市町村連絡会		—	—	—	—	○	—	
			地域精神保健福祉会議、部会等		×	○	○	×	○	—	
			調査・研究		現状把握及び情報提供	保健医療福祉に係る計画の策定・実施・評価の推進	×	○	×	×	×
普及啓発	一般への普及・啓発		心の健康づくり講演会など	家族教室	○	○	○	○	×	○	
			家族や障害者本人に対する教室など	アルコール家族教室	○	○	×	○	○	—	
			その他：うつ等		×	×	×	×	×	—	
			一般人(家族・童侍者含)への普及・啓発	ガイドブック・リーフレット	○	○	×	×	×	—	
			資源簿の整備		×	○	×	×	×	—	
			セミナー開催		○	○	○	○	○	○	
			その他：ホームページ等		○	○	×	○	×	○	
			患者会		×	○	○	×	○	—	
			家族会		○	○	○	○	○	—	
			断酒会		○	○	○	△	○	—	
組織育成・技術支援	団体等育成支援・技術支援		断酒会		○	○	○	△	○	—	
			ボランティアグループ		社協	○	○	△	○	—	
			その他：うつ、ひきこもり、依存症、他		○	—	○	—	○	○	
			電話相談		○	○	○	○	○	○	
			来所相談		○	○	○	○	○	○	
			定例相談(嚙託医による相談)		○	○	○	○	○	○	
			随時相談(専門職等による相談)		○	○	○	○	○	○	
			文書		○	○	○	○	○	○	
			訪問指導		○	○	○	○	○	○	
			社会復帰支援・自立・社会参加支援		社会復帰及び自立と社会参加への支援	社会復帰施設など社会資源の整備促進	○	○	○	○	○
法施行関連事務	医療保護関連事務		34条の移送業務	事前調査	×	×	×	×	○	—	
			移送の立ち会い		×	×	×	×	○	—	
			措置入院関係事務		×	○	×	△	○	—	
			經由事務		—	—	—	—	—	—	
			医療保護入院等関係		×	×	○	○	○	—	
			医療保護入院届・退院等		×	×	×	○	×	—	
			応急入院届の受理と進達		×	×	○	○	○	—	
			定期病状報告等関係		×	×	○	○	○	—	
			措置入院関係報告		×	×	○	○	○	—	
			医療保護関係報告		×	×	○	○	○	—	
県：市町村への協力・連携	技術支援		市町村企画		—	—	—	—	×	—	
			市町村普及啓発		—	—	—	—	×	—	
			市町村組織育成		—	—	—	—	×	—	
			市町村相談事業		—	—	—	—	○	—	
			ボランティア講座		—	—	—	—	×	—	
	その他			ホームヘルパー養成講座		—	—	—	—	○	—
				地域福祉権利擁護事業		—	—	—	—	×	—
				その他		—	—	—	—	○	—
				市町村企画		—	—	—	—	×	—
				市町村普及啓発		—	—	—	—	×	—
市事業：横浜、川崎、横須賀、相模原	社会復帰及び自立と社会参加への支援		精神障害者居宅生活支援事業の実施	ホームヘルプ	○	○	○	○※1	—	○	
			ショートステイ		—	△	○	○※2	—	×	
			グループホーム		○	○	○	○※2	—	○	
			社会適応訓練事業の利用に関する相談		○	○	○	○※2	—	—	
			障害者保健福祉手帳に関する関係業務		○	○	○	○	—	○	
			保健所デイケア(生活教室)(再掲)		○	○	○	○	—	—	
			ボランティア講座		社協	○	○	○	—	×	
			ホームヘルパー養成講座		○	○	×	×	—	—	
			地域福祉権利擁護事業		×	—	○	×	—	—	
			その他		—	—	—	—	—	—	
その他	入院及び通院医療費関係事務		通院医療費公費負担申請		○	○	○	○	—	○	
			法第21条		○	○	×	×	—	×	
			障害者計画		○	○	×	×	—	○	
			市町村障害者計画策定		○	○	×	×	—	○	
			市町村障害者計画推進		○	○	×	×	—	○	
			地域生活支援センター、その他の施設設置の計画		○	○	×	×	—	○	
			施設への補助計画		×	○	×	×	—	○	
			3障害福祉統合に向けた福祉サービスの追加		×	○	×	×	—	○	
			関係機関との連携		×	○	○	○	—	×	
			関係団体との連携		○	○	○	○	—	×	
市事業：横浜、川崎、横須賀、相模原	その他		その他		—	—	—	—	—	—	
			関係機関との連携		×	○	○	○	—	×	
			関係団体との連携		○	○	○	○	—	×	
			その他		—	—	—	—	—	—	
			関係機関との連携		×	○	○	○	—	×	
			関係団体との連携		○	○	○	○	—	×	
			その他		—	—	—	—	—	—	
			関係機関との連携		×	○	○	○	—	×	
			関係団体との連携		○	○	○	○	—	×	
			その他		—	—	—	—	—	—	

※1 ホームヘルプに関するケア会議については、会議等の「その他」で計上しているが、相談の有無を示すものではない。  
 ※2 それぞれの機関の「紹介及び連絡調整」と言う項目はあるが、相談の有無を示すものではない。



表8 県内の精神保健福祉センターでの精神保健福祉業務の実施状況

		事業項目等	事業細項目等	精神保健福祉業務	川崎市	横浜市	神奈川県	
精神保健福祉センターにおける精神保健福祉業務の実施状況	体制	体制		職員の配置等	○	○	○	
				担当職員数	○	○	○	
				職種	○	○	○	
	センター業務	企画立案	会議等		課内会議	○	○	○
					その他	—	—	—
			企画立案		広域計画立案への参画	—	—	○
		技術的指導及び技術援助	関係機関別		保健所	○	○	○
					市町村	—	—	○
					その他関係機関	○	○	○
		教育研修	関係機関別		保健所	○	○	○
					市町村	—	—	○
					その他関係機関	○	○	○
		普及啓発	関係機関別		保健所	○	○	○
					市町村	—	—	○
					その他関係機関	○	○	○
		調査研究	研究内容		研究内容	○	○	○
		相談			電話相談	○	○	○
					来所相談	○	○	○
		組織育成	関係機関別		保健所	○	○	○
					市町村	—	—	○
	その他関係機関			○	○	○		
法定業務			精神医療審査会審査	○	○	○		
	判定業務		通院医療費公費負担審査	○	○	○		
			精神障害者保健福祉手帳の判定	○	○	○		



表9 センターにおける地域精神保健福祉関連の社会資源等に関する集計状況

集計項目		川崎市	横浜市	神奈川県
地域精神保健福祉関連の社会資源等に関する集計の有無	人口	本課	○	○
	精神障害者把握数	○	○	○
	手帳交付数	○	○	○
	32条申請件数	○	○	○
	精神病院数:精神病床数	本課	本課	本課
	精神科併設病院数	本課	本課	本課
	精神科診療所数	本課	本課	本課
	生活訓練施設数	本課	本課	本課
	福祉ホーム数	本課	×	本課
	授産施設数	本課	本課	本課
	福祉工場数	本課	×	本課
	小規模授産施設数	本課	×	本課
	地域生活支援センター数	本課	本課	本課
	社会適応訓練実施事業所数	本課	本課	○
	生活ホーム数	本課	本課	本課
	地域作業所数	本課	本課	本課
	市町村デイケア(生活教室)の有無	×	×	○
	社会復帰施設利用数	他課	本課	本課
	社会適応訓練利用数	他課	本課	○
	生活ホーム利用数	本課	本課	本課
	地域作業所利用数	本課	本課	本課
	デイケア利用者数	×	本課	×
	ボランティア団体数	×	×	×
	精神保健福祉関連NPO法人数	×	×	×



表 10 既存の地域精神保健福祉活動に関する業務統計資料

I 精神保健福祉資料：平成 12 年度 6 月 30 日調査の概要

1) 精神保健福祉相談員の状況：

施設別(精神保健福祉センター、保健所、その他)

職種別(社会福祉を修めた者、心理学を修めた者、保健師、その他)

2) 地域精神保健福祉対策等：

法 23～27 条：申請または通報件数、措置診察件数、診察結果、  
関連機関の協力、医療行為の実施

法 29 条：診察の実施、緊急措置入院不要件数、緊急措置入院後の処遇

法 34 条：移送

法 32 条：通院医療費公費負担申請数、交付決定数

精神障害者手帳：交付者数

3) 精神障害者社会復帰施設等の現況

利用者の状況：生活訓練施設/福祉ホーム/通所授産施設/入所授産施設/福祉工場/

グループホーム/生活支援センター/生活訓練施設/福祉ホーム

職員の状況：通所授産施設/入所授産施設/福祉工場/グループホーム/

II 衛生行政報告例：平成 13 年度

- 第 01 表 精神障害者申請・通報・届出及び移送の状況，申請通報届出経路・処理状況・都道府県—指定都市(別掲)別 3220
- 第 02 表 精神障害者措置入院患者数・仮退院患者数，都道府県—指定都市(別掲)別 1252
- 第 03 表 医療保護入院・応急入院及び移送による入院届出状況，都道府県—指定都市(別掲)別 1463
- 第 04 表 精神医療審査会の審査状況，定期の報告等・退院等の請求・都道府県—指定都市(別掲)別 2807
- 第 05 表 精神障害者通院医療公費負担申請・合格・承認件数，被保険者等・都道府県—指定都市(別掲)別 3036
- 第 06 表 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数，障害の等級区分・都道府県—指定都市(別掲)別 4817
- 第 07 表 精神保健福祉センターにおける相談、デイ・ケア等件数，都道府県—指定都市(別掲)別 3614
- 第 08 表—1 精神保健福祉センターにおける技術指導等件数，機関・都道府県—指定都市(別掲)別 1672
- 第 08 表—2 精神保健福祉センターにおける技術指導等件数，機関・都道府県—指定都市(別掲)別 4628
- 第 08 表—3 精神保健福祉センターにおける技術指導等件数，機関・都道府県—指定都市(別掲)別 1290
- 第 09 表 精神保健福祉センターにおける職種別職員設置状況，都道府県—指定都市(別掲)別 1459

III 地域保健・老人保健事業報告 平成 12 年度 (地域保健編)

第 1 章 総括編

- 第 16 表 保健所及び市町村が実施した精神保健福祉相談等の被指導実人員—延人員，都道府県—13 大都市—中核市、指導内容・性別 5792
- 第 17 表 保健所及び市町村が実施した精神保健福祉の普及啓発のための教室等の開催回数・参加延人員，都道府県—13 大都市—中核市、開催内容別 1749



## 第2章 保健所編

- 第26表 精神障害者保健福祉手帳所持者数，都道府県—13大都市—中核市、性・年齢階級別 3494
- 第27表 保健所が実施した精神保健福祉相談等の被指導実人員—延人員，都道府県—13大都市—中核市、性・相談等の種類別 5559
- 第28表 保健所が実施した精神保健福祉相談等の新規者被指導者数・医療社会事業員関与者数，都道府県—13大都市—中核市、性・新規の受付経路別 3304
- 第29表 保健所が実施した精神保健福祉相談の被指導実人員—延人員，都道府県—13大都市—中核市、性・相談内容別 5279
- 第30表 保健所が実施した精神保健福祉訪問指導の被指導実人員—延人員，都道府県—13大都市—中核市、性・指導内容別 4301
- 第31表 保健所が実施した精神保健福祉普及啓発のための教室等の開催回数・参加延人員，都道府県—13大都市—中核市、開催内容別 1692
- 第32表 保健所が実施した精神保健福祉の組織育成支援件数，都道府県—13大都市—中核市、組織の種類別 1867
- 第40表 保健所が実施した衛生教育の開催回数・参加延人員，都道府県—13大都市—中核市、教育内容別 6482
- 第46表 保健所が実施した市町村の職員に対する研修(指導)の実施回数・参加延人員，都道府県、研修(指導)内容別 3024
- 第47表 保健所における調査及び研究数，都道府県—13大都市—中核市、調査及び研究内容別 2465
- 第48表 保健所の常勤職員数，都道府県—13大都市—中核市、職種別 3335
- 第49表 保健所で年度中に活動した非常勤職員延数，都道府県—13大都市—中核市、職種別 3393
- 第50表 市町村に援助活動をした保健所職員延数，都道府県、職種別 1523

## 第3章 市町村

- 第19表 市町村が実施した精神保健福祉相談等の被指導実人員—延人員，都道府県—13大都市—中核市、性別 5316
- 第20表 市町村が実施した精神保健福祉普及啓発のための教室等の開催回数・参加延人員，都道府県—13大都市—中核市、開催内容別 1996

## IV 神奈川県内自治体における精神保健福祉業務統計資料

神奈川県衛生部衛生年報：昭和25/26～昭和35年度  
神奈川県衛生部衛生統計書：昭和36～昭和57年度  
神奈川県衛生部衛生統計年報：昭和58～平成13年度  
県域12保健福祉事務所の各所年報：昭和40～平成13年度  
(但し、相模原保健福祉事務所年報については平成11年度まで)  
神奈川県衛生部保健予防課事業実績：昭和46～平成13年度  
横浜市衛生年報：昭和30～平成13年度  
川崎市衛生年報：昭和39～平成8年度  
川崎市福祉保健年報：平成9～平成13年度  
横須賀市衛生年報：昭和42～平成13年度  
相模原市衛生年報：平成12、13年度  
神奈川県精神保健福祉センター所報(昭和40～平成13年度)  
神奈川の精神衛生の現状(昭和55～62年度)  
神奈川の精神保健の現状(昭和63～平成6年度)  
神奈川の精神保健福祉の現状(平成7～13年度)



表 11 システム機能一覧

《保健福祉事務所用》

No	機 能	機能区分				備 考
		入 力	検 索	作 表	バ ッ チ	
1	日計表入力	○				相談/訪問日計表の入力を行います。把握新の場合は患者マスタに登録されます。
2	氏名選択		○			日計表入力時、氏名等で患者マスタを検索し患者一覧から該当者を選択します。
3	日計表入力チェック		○	○		入力した日計表のチェックを行います。画面の一覧表示とチェックリストを作成できます。
4	日計表 EXCEL シートに抽出		○		○	日計表を検索し EXCEL シートに出力します。出力するとき、出力する項目を選択できます。
5	業務統計作成			○	○	日計表から業務統計表を作成します。2 様式
6	地域保健事業報告作成	○		○		地域保健事業報告書を作成します。日計表の集計結果を反映する項目以外は手動入力します。
7	日計表センターに送信				○	日計表データを精神保健センターにメールの添付ファイルとして送信します。
8	保守 システム管理情報設定	○				保健福祉事務所個別の情報を設定します。
9	保守 所轄市町村テーブル	○				管内市町村を設定します。
10	保守 入力者テーブル	○				
11	保守 住所マスタ	○				住所入力時に選択する住所を登録しておきます。
12	保守 共通テーブル	○				全箇所共通で使用するテーブルの照会を行います。保守はできません。 保健福祉事務所、市町村、EXCEL 出力項目、地域保健事業報告、年齢区分、被面接者、実施方法/訪問先、担当者、援助内容、相談契機、相談種別、診断名、状態像

《精神保健福祉センター用》

No	機 能	機能区分				備 考
		入 力	検 索	作 表	バ ッ チ	
1	日計表受信	○				各保健福祉事務所から送られたメールを受信し受信結果を表示します。
2	日計表取込み		○			受信した日計表をデータベースから取込みます。
3	日計表 EXCEL シートに抽出		○		○	日計表を検索し EXCEL シートに出力します。出力するとき、出力する項目を選択できます。
4	保守 システム管理情報設定	○				センター個別の情報を設定します。
5	保守 共通テーブル	○				全箇所共通で使用するテーブルの保守を行います。 保健福祉事務所、市町村、EXCEL 出力項目、地域保健事業報告、年齢区分、被面接者、実施方法/訪問先、担当者、援助内容、相談契機、相談種別、診断名、状態像